

だてのまち応援券（第3弾）取扱店募集要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、外出自粛や営業自粛による影響を受けている市内に店舗を有している事業者の経営支援を目的に、『だてのまち応援券（第3弾）（以下「応援券」という）』を発行することにあたり、その商品券取扱店の募集要綱を定めるものです。

2 実施主体

実施主体は、伊達商工会議所内に設置する伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）とします。

3 応援券の概要

- (1) 販売対象者：伊達市内に住所を有する方
- (2) 販売期間：令和4年1月19日（水）～2月6日（日） ※予定
- (3) 使用期間：令和4年1月24日（月）～3月21日（月） ※予定
- (4) 販売価格：1冊 7,500円分（500円券×15枚）を5,000円で販売
- (5) 応援券内訳：（2,500円分）市内全取扱店で利用可
（5,000円分）市内に本社・本店を有する事業者の取扱店のみで利用可
- (6) 購入限度：1人2冊（1世帯上限6冊）まで購入可能
- (7) 発行総数：48,000冊
- (8) 発行総額：3億6,000万（発行現額：2億4,000万、プレミアム額：1億2,000万）
- (9) 換金手数料：1%/額面（換金時、取扱店に「応援券額面+額面の1%」を振込む）

4 参加資格・条件

参加資格・条件については、以下の要件を全て満たすものとします。

- (1) 伊達市に本社・本店を有する事業者、または伊達商工会議所に加盟する会員であること。
（大滝区はこの限りではない）
※大手スーパーや家電量販店等を含む。
- (2) (1)に該当し、伊達市内の店舗等のみにおいて応援券の使用を制限できるもの。
- (3) 新型コロナウイルス感染防止対策（新北海道スタイル）を実施すること。
- (4) 応援券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (5) 本募集要項を遵守でき、次のいずれにも該当しないもの。
 - ・「5 応援券の使用対象とならないもの」で定める商品のみを取扱うもの。
 - ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

5 応援券の使用対象とならないもの

- (1) 出資や債務の支払い、仕入れ等の事業資金
- (2) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
ビール券、酒券、おこめ券、お花券、図書カード、切手、官製はがき、印紙、電子マネー等
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (4) その他、実行委員会が応援券の使用対象として適当と認めないもの

6 換金手続き及び期間

- (1) 市内に本社・本店を有する事業者のみを対象に、換金手数料として額面の1%の金額を実行委員会から取扱店に支払うこととします。
- (2) 取扱店は、消費者より受け取った応援券を換金期間内に伊達商工会議所に持参してください。その際、応援券裏面の取扱店欄に店名を押印又は記入願います。
- (3) 実行委員会では取扱店より提出された応援券の額面金額と換金手数料の合算額を受付日後に、取扱店の指定口座に振り込むこととします。
- (4) 換金手続き期間：令和4年1月24日(月)から令和4年3月25日(金)（土日祝日を除く）

7 取扱店申込について

取扱店登録希望者は、下記の書類3点をご準備の上、実行委員会まで郵送、持参またはFAXにて令和3年11月10日(水)までに(郵送の場合、必着)ご提出をお願いいたします。

※期限を過ぎた場合も随時申込みを受付けますが、取扱店一覧チラシ等に掲載できない場合がありますので、ご承知おき願います。

- ① だてのまち応援券（第3弾）取扱店登録申込書
- ② 新型コロナウイルス感染防止のための宣言書
- ③ 本社・本店の所在地及び営業していることが確認できるもの

(例) 法人登記簿謄本、開業届(控)、営業許可、確定申告書等 ※いずれも写しで可

【提出方法】

- 郵送or持参：〒052-0015 伊達市旭町24

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会(伊達商工会議所内)

- F A X : 0142-23-7115

8 その他

この要綱に定めるもののほか、だてのまち応援券（第3弾）に関し必要な事項は、実行委員会が別に定めます。